平成20年9月24日

1. 出席議員

議	長	杉	原	豊	喜
1	番	上	田	雄	_
3	番	Щ	口	裕	子
5	番	大河	可内		智
7	番	古	Ш	盛	義
9	番	Щ		良	広
11	番	Щ	﨑	鉄	好
13	番	前	田	法	弘
15	番	石	橋	敏	伸
17	番	小	池	_	哉
19	番	Щ	口	昌	宏
21	番	吉	原	武	藤
23	番	江	原	_	雄
27	番	髙	木	佐-	一郎
29	番	黒	岩	幸	生

副議長 牟 田 勝 浩 2 番 浦 泰孝 4 番 松尾 陽輔 6 番 宮 本 栄 八 上 野 淑 子 8 番 10 番 吉川 里 已 12 番 末 藤 正幸 14 番 小 栁 義和 16 番 樋 渡 博 德 18 番 大 渡 幸雄 初 秋 20 番 松尾 22 番 平 野 邦 夫 26 番 川原 千 秋 28 番 起雄 富 永 30 番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 末 次 隆 裕 次 長 黒 川 和 広 議 事 係 長 川久保 和 幸 議 事 係 員 森 正 文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市						長	樋	渡	啓	祐
副			市			長	古	賀		滋
副			市			長	大	田	芳	洋
教			育			長	浦	郷		究
総		務		部		長	大	庭	健	三
企		画		部		長	角			眞
営		業		部		長	前	田	敏	美
<	6		L	台	- 3	長	國	井	雅	裕
\subseteq	ど		ŧ	台	- 3	長	藤	﨑	勝	行
ま	ち	づ	<	り	部	長	松	尾		定
Щ	内		支	戸	斤	長	永	尾	忠	則
北	方		支	戸	斤	長	浦	郷	政	紹
会	計		管	玛	1	者	森		基	治
教		育		部		長	古	賀	雅	章
水		道		部		長	宮	下	正	博
市	民	病	院	事	務	長	伊	藤	元	康
総		務		課		長	山	田	義	利
財		政		課		長	久	原	義	博
企		画		課		長	橋	口	正	紀
選差	羊管 耳	里委	員名	会事	務局	長	大	宅	敬	_
監	査 季	į į	事	移	局	長	吉	野	孝	_
農	業 委	員	会	事系	第 局	長	西	村	益	生

	議事	日 程 第 7 号
		9月24日(水)10時開議
日程第1	第99号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算(第8回)(質疑・福
		祉文教常任委員会付託)
日程第2	第100号議案	平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第2回)(質
		疑・総務常任委員会付託)
日程第3	第110号議案	武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条
		例 (質疑・総務常任委員会付託)
日程第4	議提第1号	武雄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正す
		る条例(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討
		論・採決)
日程第5	議提第2号	武雄市議会会議規則の一部を改正する規則(趣旨説明・質
		疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第6	報告第13号	平成19年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の
		報告について (質疑)

開 議 10時

〇議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1. 第99号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算(第8回)を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

〇大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第99号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算(第8回)について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳出予算の補正でございます。

予算説明書をごらんください。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費で、平成18年3月、懲戒免職処分を受けた元職員による当該処分に対する不服申し立てについて、佐賀県人事委員会が市の処分を承認する採決を行ったことに伴い、審査代理人委託料等の補正をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い 申し上げます。

〇議長(杉原豊喜君)

第99号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第2. 第100号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第2回)を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

おはようございます。第100号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第2回) の補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページでございます。

第2条の年間の業務予定量は、当初予算より入院患者数を1万1,169人減の2万6,061人に、 外来患者数を1万8,093人減の3万1,927人を見込んでおります。

次に、第3条の収益的収支の収入では、業務予定量の減に伴いまして、入院、外来合わせまして3億9,644万3,000円を減額し、補正後の収益の総額を13億3,923万4,000円としております。

一方、支出では4,484万9,000円を増額して、補正後の費用の総額を17億8,666万5,000円と しております。

この支出の内容は、説明書の14ページをお開きください。

給与費では、医師の採用形態の変更や事務職員や医療技術員の採用などに伴い75万6,000 円を減額し、経費では修繕費に医療機器や病棟の修繕に対応するための費用600万円、賃借 料では医師の官舎借上費用として860万6,000円、委託料では新たに病院事業運営指導業務委 託料4,000万円を追加しております。

1ページにお戻りください。

第4条では、一時借入金を1億円増額して、借入限度額を2億円とするものです。

第5条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を、人件費の減額分を差し引いた 9億1,757万3,000円に改めております。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(杉原豊喜君)

第100号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

1ページの年間の患者数、入院、外来、それから1日平均患者数の入院、外来について補 正をされておりますが、改められておりますが、その基礎数と根拠について御説明をお願い します。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長 [登壇]

入院患者と外来患者の算定根拠でございますけれども、まずもって、4月から7月分については今回実績で見積もっております。それとあわせまして、8月からについてはあくまで見込みということで行っているところであります。

4月から7月のまず入院の平均でございますけれども、1日当たり40.8人、それと8月から3月までにつきましては95.5人で見込んでおります。外来につきましては、4月から7月分につきましては1日当たり110.7名、8月から3月までにつきましては140.6名で算定をしたところでございます。

〇議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

〇23番(江原一雄君) [登壇]

その基礎数の見込みの算定の仕方ですね、それをお示しください。

それと、14ページの給与費の報酬2,800万円、特別職と研修医分がされておりますが、この内容、中身について詳細にお願いします。

それともう1点、13節の賃借料860万6,000円の官舎用住宅借上げ、この中身について、これまでの規定と今回どのように、この借り上げを計上されている根拠について。

それと、14節の委託料の病院事業運営指導業務委託料4,000万円、この中身について御説明をお願いします。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって委託料の4,000万円でございますけれども、今回、8月から病院事業の委託先であります池友会より、救急再開を契機としまして、いろんな応援部隊を受け入れているところでございます。委託の範囲につきましては、7項目に分けて契約を交わしております。病院の改革、看護部門の指導、コメディカル部門の改革・指導――コメディカル部門というのは医療技術部門でございます――それから事務部門の指導、それから救急の運営指導、それからICUの運営指導、それから医師募集の指導という、おおむね7項目について運営指

導を受けるということで、人材派遣をお願いしているところでございます。この分については、基本的には実費による支払いということにしておりますけれども、各部門ごとでの話をしている関係で、概算払いとして毎月500万円まずもって支払いを行って、それから年度末までにすべての整理を行うということで契約を交わしているところでございます。

次に、借り上げ料でございますけれども、8月1日より基本的に医師につきましては武雄市在住をお願いしました。その関係で医師につきましての住宅の借り上げ料について、当初予算において認めていただいた分で不足が生じましたので、そこらについて今回補正をお願いしました。これにつきましては、現在8名の医師が借り上げを行っております。それとあわせまして、先ほどの委託契約の関係上、当直の看護師派遣等の仮眠用を含めて、技術者等々の部分を含めて、現在16軒借り上げを行っているところであります。技術者の部分については、私どもで準備のために借り上げましたけれども、当然これについては個人のほうが、その後、病院側に支払うということでの取り組みを行っているところでございます。

2点やったですかね。

〇議長(杉原豊喜君)

10節の報酬。

〇伊藤市民病院事務長 (続)

それから、10節の報酬でございますけれども、報酬につきましては、8月1日に着任されました医療統括監並びに正久部長につきましては非常勤扱いということにしております関係で、通常の給与費から出すということではなくて報酬という形での支出をお願いして、今回補正計上をさせていただいたところでございます。

〔23番「今の中身ついて、報酬の」〕

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君)〔登壇〕

今の報酬は特別職、研修医分のお二人の名前しか出ませんでしたけれども、それで2,800 万円ですか。詳細にお願いします。

蒲池氏と正久氏は、いわゆる非常勤ということとあわせまして、任期つき職員の身分で蒲 池氏、正久氏の報酬単価は幾らでしょうか。

それと、先ほど言いました、官舎の借り上げ料の規定について申し上げましたけど、今までの規定と今回の借り上げについての中身について変更があっているのか、旧来の規定で借り上げをされているのか、そこのところを詳細にお願いします。

それと7項目、いわゆる病院事業運営業務委託料の7項目の契約と言われましたが、この 契約の資料をお示し願いたいと思います。契約の写しですね。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登增〕

申しわけありません。今、蒲池統括監と正久部長だけの分と言いましたけど、あと嘱託医師を2名入れていますので、その分までで月額330万円の8カ月分ということで計上をしております。

それで、月額の給料でございますけれども、蒲池医療統括監について170万円、正久部長 については160万円、嘱託医師2名につきましては50万円の2人分ということであります。

それから、借り上げの部分でございますけれども、借り上げについては市内の不動産屋のほうにお願いをして、毎月毎月私どものほうで支払いをしております。これについては最高が9万2,000円、それと、あとにつきましては大体4万円から5万円の線ということでございます。

それから次に、委託の7項目に対する費用でありますけれども、あくまで費用算定につきましては、先ほど御説明しましたとおり、実績によるということでございますので、各部門ごとで話し合われて、例えば、当直に来られたり日勤に来られたりする部分を含めての積み上げということでございます。これについては、池友会全体としては各病院ごと、個人ごとの単価が違いますので、そういうことでお互いのところでつけ合わせて、単価については決定をするということにしているところです。

以上です。

[23番「契約書の写しは出せますか」]

〇議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

〇大庭総務部長〔登壇〕

1点、私のほうから答弁させていただきます。

住宅借り上げの規則等については、変更しておりません。

[30番「議長、議事進行」]

〇議長(杉原豊喜君)

30番谷口議員

〇30番(谷口攝久君)

非常に大事な審議です。そのために、この議案書だけでは短い時間に十分判断できないし、 質問があっても、どの部分が、どの答弁があっているかについては精査ができんわけですよ。 ですから、資料を出した上で審議をするというやり方をとってもらうほうが、かえって進む んじゃないか思いますけれども、議事進行ということで議長にその計らいをお願いしたい。 資料を出してもらってから論議をしましょう。

〇議長(杉原豊喜君)

ただいまの議事進行について、議長に申し入れということでございますけれども、事前に 審議する段階で、資料が必要な場合には事前に申し入れていただきたいと思います。(発言 する者あり)議案審議の段階でこれがないとできないと言われても、なかなか対応はできま せん。議案審議の段階に今入っている状況ですので、そこら付近御理解をいただいて、後ほ ど必要な書類があったら執行部のほうに私のほうからでも申し入れをさせていただきたいと 思っております。

議事を進めたいと思います。

〔30番「議長、もう一度」〕

議事進行ですか。

[30番「はい、議事進行です」]

〇30番(谷口攝久君)

今の議長の計らいについてはどうこう申し上げるわけじゃないんですけれども、問題はですね、それは事前にこういうのが出ておって十分論議をして、資料を請求できるような状況ではなかったわけですよ、現実には。そう思いますけどね。だから、資料を請求したって今すぐ資料を出しますと言えんじゃないですか。本来は出さんといかんですもん。出していただけますかと遠慮がちにおっしゃっていますけど、本来は資料提出を求めた上で審議を待ってするというやり方だって、議会としては慎重を期すために必要だと思うんですよ。ですから、今の議長の取り計らいはそれはそれとして了としますけれども、そこらをやっぱりきちっと申していただきたいと思います。

[22番「まず、資料を出せるか出せんか答弁せんね。出せますかという質問に対して、出せる出せんて言うとらんでしょう」]

〇議長(杉原豊喜君)

今、30番谷口議員から議事進行で私のほうに申し出られております。私のほうから執行部 に出せるか出せないか、ちょっと問うてみます。

暫時休憩をいたします。

休憩10時18分再開10時19分

〇議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

数字的な面に関しては、質疑の中でいろいろ答弁あっているとおりだと思います。ただし、 委託契約書の7項目については、文言でわかりにくい点があると思いますので、執行部のほ うに申し入れをして、今からそれを提出させていただきたいと思います。

ここで10時30分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 10時20分

〇議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの議事進行につきまして、申し出がありました資料を提出していただいております。 今後は質疑の通告等もするようになっておりますので議事進行がとまらないように、そういった中で対応を議員各位にはお願い申し入れたいと思います。

議事を続けます。

ほかに質疑ございませんか。30番谷口議員

〇30番(谷口攝久君) [登壇]

4点だけお尋ねします。

1点はトータル的なことですけれども、こういうふうな重要な予算を伴うような事柄の中で、問題として聞きよるのは説明が、これは22日に追加で議案を出されたわけでしょう。それはいいですけれども、23日は休みでしたね。23日はきのうか。ということは、きょうは翌日ということと同じですけれども、その間に資料を精査して請求するというのは、なかなか私たちは不勉強で申しわけなかったわけですけれども、これが1週間前にでも出せる、9月の冒頭でも出せるような内容じゃないかという気がするんですよ、これは。追加議案で出さにやいかんような問題じゃないと思うんですよ。契約をした時点で、これはこれだけのお金がかかるということがわからなかったわけですか。今出すということはわからなかったということでしょうけれども、しかし、そういう問題の中で大事なのは、では、こういうふうな例えば特別職というものの扱い方については、特別職は相当特別職をつくっていいわけですかね。それはどういう気持ちでこういうことを特別職という形なのか。

それから、給与体系が日々雇用というふうな格好でしょうから、日々雇用の出来高払いというですか、勤務日数に応じた給料ということになりますと、何で170万円という数字が出てくるのかですね。そういうところの――出勤して、そして勤務の状況、職責、そういうものに対して、いわゆる170万円が多いというんじゃないんですよ、1,000万円だって安いかわからんですね。だけども、そういう問題についてきちっとですね。どういう根拠でこういう170万円という数字になったのかという根拠、最低の根拠等を説明していただきたい。これはいわゆる統括監だけの問題じゃないんですよ、その次の160万円の問題だってそうです。通常の嘱託医の50万円とすると随分差がありますけれども、そこらについてどういうふうなことでそういうふうになったか、積算の根拠をお示しいただきたいと思います。その根拠に関する問題の中で、要するに研修医分という予算がここにありますけれども、この研修医というのはどういう形の研修医なのか、通常のお医者さんのことを言うのか、研修医というのはいわゆる見習いさんを言うのか、そこらの問題をちょっと説明してもらった上で、この根拠について説明をしてください。

それから、第2点ですね。

第2点は、病室の営繕とか借り上げ料の問題がありますけれども、移転料というのは、どういう根拠でどういうふうにしてこういうふうな移転になったのか。遠いところから引っ越してきたお医者さんに武雄に在住してもらうことになれば、当然借り上げ料とかそういうのが必要だと思いますけれども、必要なことを必要でないと言っているわけじゃないんですよ、どういう根拠でそういうふうになったのかですね。どこからの病院か、その都度、研修医の先生とか、宿泊費とか、そういうものがいっぱい出てくると思うんですよ。ちょっと静かにしておいてくださいよ。という問題がありますから、そういう点についてきちんと説明をお願いしたいと思います。それが第2点ですね。

第3点でございます。第3点については、病院事業運営指導業務委託料です。

こういうのは、実際に和白病院に医師の派遣をお願いするということを説明では聞いています。ですけれども、ここで和白病院にそういう病院事業の運営を頼むとか指導を頼むということは、委託をする、そういう大論争をやった中では一つも説明があってないんですよ。 私は聞いていませんよ。皆さんもお聞きになっていないと思うんですよ。ですから、そういうのが当然考えられることであれば、なぜそのときに説明がなかったのかですね。そして、そのときにも当然わかっているなら、例えば、和白病院から指導に来ますよ、統括監を派遣しますよとか、あるいは、医師の派遣についてはこれだけの経費がかかりますよという場合は当然、ただ幾らでもいいから来てくださいということじゃなかったわけでしょうが。ですから、お金をたくさん出せば医者が来ますよというようなことを病院長は前に何回も言っておられましたよ。ですけれども、それは別として、そういった点の基本的なことを踏まえた上で、いわゆる病院事業の運営指導業務委託料については、事前にわかっているならな世早くしなかったかという問題と、これは予算ですから数字上の問題を聞きますけれども、なぜ委託料については見積もりをとったんですか。見積もりはとってあるんかね。その見積もりがあれば見積書を出してくださいよ。

なぜ私が言うかというと、こういうものについてはコンサル料とかなんとかのときは、プロポーザルとは言いませんけれども、いろんな問題についてやっぱり案を出させて、それに対する予算は幾らかということを決めた上で普通は頼むじゃないですか。じゃこれは随意契約なみたいなもんですもんね、この委託料は。私はそういう気がするんですけれども。それについて、こういう料金の委託料を払った根拠を出してください。高いとは言いません、必要なときはもっともっとかかってもいいですよ。ですけれども、根拠がないとこういう議案の審議はできませんからきちんと出してほしいと。これが第3点。

第4点については、特別職とか研修医の場合、条例の改正とかそういうものをせんで、そういうのはできるのか。今、特別職の場合は議員とか、そういうものの特別職がありますけれども、そういうときの場合の特別職の報酬等について170万円というのは余り出ていない

ですもんね、今まで報酬の金額等では。そんなら、予算を追加議案という格好で出すのが適切かどうかの問題があるんですよ。ですから、そこらあたりの法的な説明をしてほしいと思います。

以上です。第1回目の質疑です。

〇議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

〇大庭総務部長〔登壇〕

1点だけ私のほうから説明をさせていただきます。

特別職の関係でございますけれども、今回、2名さんの特別職につきましては、地方公務 員法第3条第3項第3号に規定する特別職、非常勤の嘱託職員という位置づけをしておりま す。ただ、これは「臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる 者の職」というような規定がございます。身分上は、身分の取り扱いとしては非常勤特別職 というようなことで取り扱いはしております。

それで、この報酬条例を改正する必要はないのかということでございますけれども、これにつきましては臨時的に任用している嘱託職員と同様、これは現在、これまでも佐大のほうから臨時的に応援をいただいていた先生方がいらっしゃいます。これは非常勤の嘱託職員ということで報酬で払っておりますし、これは必ず条例で設置をしなければならないということにはなっておりませんので、そういった取り扱いをさせていただいているところでございます。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

私のほうからですけれども、まずもって170万円の根拠についてであります。

この分につきましては年額2,000万円ということで、ほぼ院長と同等額ということで考えております。

それと、勤務の状況でございますけれども、今は週4日でございます。

職責につきましては、たしか一般質問の折にもお答えをしたとおりというふうに思いますけれども、市長の命を受け、必要に応じて病院経営等を含め、市民病院運営全般にわたる指揮監督をお願いしているところであります。

それから、研修医はどういう立場かということが1つあったと思います。これにつきましては、研修医というのは臨床制度に基づく研修医でありまして、私ども市民病院においても指導医免許をとった方が2人おりますので、そこの補助という形の中で、総合診療科の中で取り組みを行っていただいているところであります。

それから、移転料の根拠でありますけれども、これは条例の中に医師についての移転料と

いうのがありますので、これを根拠として今回補正をお願いしたところであります。

それから、運営指導の委託についてであります。当初からわからんかったかということもありますけれども、1つは、私どものほうで言いますと医療スタッフ部門、その契約書の中ではコメディカル部門ということでありますとおりで、私どもの各部門ごとの職員数等々についての把握をした結果、どういう部門について人が足りないのか、また、どういう部分が運営的に支障があるのかということについては、8月段階から検討をしましたので、その結果でございまして、金額についても見積もりは実績ということで、見積もりについてはとっておりません。

以上でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

4項目の質問については答弁済みました。

[30番「ずっと書きよるばってん、4項目になっとらんもん。答弁漏れはなかですかね]

こちらのほうでチェックしておりますと、ありません。30番谷口議員

〇30番(谷口攝久君)[登壇]

今の説明で、例えば、第3条第3項の規定に準じてということでございますけれども、身分上にですよ、前のときも佐大の先生をこういうふうにお願いしたからクレームのあったというて、この前あったことも間違っていたんじゃないんですか。いいんですか、法律上。もう一遍、その根拠をきちんと説明してください。

必要なものはちゃんと決めたらいいんですよ。するなと言っているわけじゃないわけですから。この間ちょうど、例えばあれでしょう、病院のいわゆる診療科目とか標榜についても最初、法律上は実際それは問題ない、命が大事だというふうな話をされましたけれども、実際せにゃいかんやったわけでしょうが。改正案が出ているのは、そういうこともあるわけですから。これは本当に第3条第3項でいいとですか。そこらがちょっと気になりますから、もう少しきちんとした話をお願いしたい。それは再質問しますからね。

それから、170万円の根拠の問題ですけれども、年額の2,000万円ということで想定をしているということで、週4日云々と。それは金額が多い少ないを言っているわけじゃございませんから、念のために誤解のないように言っておきますけれども。それは2,000万円でも3,000万円でも必要な人材は、藩から集めたお金のほとんどをつぎ込んだほど、武雄市は人材を大事にするところですから、そんなけちくさいですよね、170万円とかなんとか。もっと出していいですよ。ですけれども、きちっとした根拠と、それに対する納得できるものがあればもっと出していいですよ。ですけれども、この根拠が実際上、じゃ160万円もらう人については勤務の実績から評価したと言うけれども、評価の実績が8月中にありましたかね。そういう点も気になりますけれども、その点についてはどうですか。救急医療何とか部長さ

んというのにも160万円を出すわけでしょう、8月の実績でと言いますけど8月の実績はどこにありますか、160万円の実績は。そういう数字はきちんと出して説明をしてほしいと思います。

研修医の問題については――これ研修医というのは勉強に来るわけですか、私は言葉の意味がよくわかりませんけどもね。それなら、そういう臨床指導をする先生がいらっしゃるから研修医を呼んだと。それは払うのはいいですよ。そしたら、研修医から月謝は取らんとですか。(発言する者あり)私が言うのは、指導助言を受けるなら当然その人も払わにゃいかんでしょうもん。私は払いますよ、聞きに行ったら。と思いますけど、そういうしきたりでしょうけれども、私が言うのはそういうふうなことを――笑い事じゃないですよ、笑わんでくださいよ、真剣に聞いているんだから。なけりゃないとか、それでいいですよね。ですけれども、一応きちんと聞いていますから、きちんと答えてください。

それから、運営指導というのは、実際に各部門ごとに職員間の問題とかいろいろあったから8月になって検討したと言うけど、実際問題としては、いっぱいコンサルタントを雇って、病院経営はこういうふうにしたらいいとか、採算上の問題とか、今まで随分お金を払っているじゃないですか、研修のたびに。そしたら、当然委託する場合のことも想定して、いわゆる池友会に対して委託をしているわけでしょうが。そうなれば、そういう問題についてもきちんと前もってわかるはずですから、委託契約を結ぶ段階で、委託契約をすればこういうことまで問題が出てきますよということを何で議会に説明してくれんのですか。100万円、200万円じゃないでしょうが、何千万円という金額、まだふえるでしょうが、実際上。また補正が出てきますよ、今の状況でいけば。という気がしますけれども、それについてもう一度お答えいただきたいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

〇大庭総務部長 [登壇]

お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおりでございますけれども、身分は地方公務員法第3条第3項第3 号に規定する特別職、非常勤の嘱託職員であるということでございます。特に、医療統括監 につきましては移譲までの間、移譲に向けた円滑な引き継ぎを図っていただくというふうな こととあわせて、経験豊かな病院経営の専門家、実力者として市民病院の経営健全化など、 全般にわたる病院事業の指導監督をお願いしているものでございまして、有識者に特定の任 務をお願いすることは当然可能だというふうに理解をしているところでございます。(発言 する者あり)

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

私のほうからは、先ほど医療統括監170万円につきましては、算定としては月17日勤務で 日額10万円、ほぼ年額にしましたら院長の年収程度ということであります。あとの医師につ きましては、基本的には現在とられている池友会内で支給を受けている給与年額を基本とい うことで考えております。

それとあわせてですけれども、研修医からのお金は取らないのかということでありますけれども、研修医といえども当然医師でありますから、当然治療行為については行えます。先ほど言いましたのは、指導医のもとでの指導を受けながらの研修でございますから、当然、内科系、外科系含めて研修を行いますので、その治療行為については患者さんから、当然診療報酬についてはいただくということになります。

それから、委託契約の前になぜ議会に説明をしなかったのかということでの御質問だった と思います。

これにつきましては御指摘のとおりでございまして、私のほうも救急再開に向けて各分野ごと、いろいろ指導を受けました。あくまで今回の主眼につきましては、24時間すべての部門が、まずもって病院に滞在をして即座に対応をするということを基本として、いろんな各部門ごとの研修を行い、そして8月11日に救急を再開したわけであります。

言い方は少し悪いかもわかりませんけれども、本来ならば谷口議員のおっしゃるとおり、これだけの金額でございますから、全員協議会なりを開いていただいて説明するのが基本だったというふうに思いますけれども、何分、救急再開に向けて病院内の職員、私を含めてばたばたと準備をした関係で、その手順について不手際があったということについては、この場をもっておわびを申し上げておきます。

〔30番「議長、議事進行」〕

〇議長(杉原豊喜君)

30番谷口議員

〇30番(谷口攝久君)

質疑は3回ですから、あと1回は残します。ですけれども、私が申し上げたものとちょっと違う答弁があっているから、それはきちっと議長のほうから指示をしてほしいんですよ、 進行という格好で。

研修医に対して臨床の経験のあるお医者さん、指導する先生がいらっしゃると、だから、 そこで研修医を設けて研修医の給料を払っているんだ。それはそれでいいんですよ。当然、 患者さんからも医療行為だからもらっていると。患者さんからお金を取る取らんじゃないん ですよ。研修に来たら、お医者さんも授業料を払わんでいいのですかと聞いているわけです よ。その点だけお答えいただいて、あとの質問は最後にもう一遍します。(「今んと議事進 行ね」と呼ぶ者あり)議事進行について。

〇議長(杉原豊喜君)

議事進行については、もう再三議員の皆さん方にお願いしてきております。

[30番「そうですよ。議事進行です。答えばきちっとすりゃよかです、答弁漏れで しょう」]

議事進行の発言は、議長に対する要望、注意、質疑ですから、議長の対応は聞くだけにするものと、議長の意見を述べるものに分かれます。どちらの場合も議長限りで受けとめればよいものでありますということになっておりますけれども、今回に限りましては執行部の答弁が少し足らなかったということでございますので、私のほうから執行部のほうに申し入れて答弁をさせます。(「研修医というのがどういうものかわかっとらんというて素直に言いよらすけんが、研修というのはどげなもんかいというとば答弁して」と呼ぶ者あり)(発言する者あり)

そしたら、病院事務長、答弁をお願いします。伊藤市民病院事務長 [30番「研修医がいかんなら速習でよかよ」]

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって研修医の関係ですけれども、研修医につきましては当然医師免許を持ってから の研修制度のもとの研修でありますけれども、当然医師としての治療行為を行いますから、 そこでは基本的には給料というのは発生をします。

今、谷口議員がおっしゃるように、あくまで指導医との関係で授業料をということだったですかね、これについては医療界の常識という言い方をして申しわけないんですけれども、私どももそこについては調べましたけれども、まずもって授業料を取っている医療機関は何もないということでありましたので、そういう意味では、私どものほうも当然医師の一人として働いていただくと、当然そこには、指導医との協議というのは経験のもとでの協議でありまして、患者さんに向き合う形は変わらないということで、それについてはいただいておりません。

〇議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。6番宮本議員

〇6番(宮本栄八君)〔登壇〕

委託の範囲で医師募集の指導と、何でこれが必要なのかなと。大体池友会からは、医師が200%近くおられて、それが来られるということで、医師募集の指導でお金を払う必要があるのかということについてお聞きします。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

7項目のうちの7番目の医師募集の指導であります。先ほど宮本議員おっしゃいますとお

り、基本的には池友会からの医師の派遣でありますけれども、派遣の過程の中で、私どもで 自力で確保できる部分があれば、そういうことで自力で確保をしたいということもありまし て、池友会の医師の募集等々につきまして、どういうことをやっているかということを含め て、私どももノウハウをいただくということでの、ここに委託業務として上げているところ でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

6番宮本議員

〇6番(宮本栄八君)[登壇]

自力で集めるというふうなことをちょっと今まで聞いたことなかったもんで、医師の派遣を受けてそれでやっていくと、12人おられるということだからですよ。何人までしようとされているのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

医師の数につきましては、私どもの定数内から言えば16名というのが基本ですから、ただ、16名をすぐそろえるのではなく、今の考え方として言わせていただきますと、外来患者数、入院患者数を見ながら随時補強をしていくというのが考え方であります。ただ、部門ごとを見ながら、バランスをとりながらということも含めて、今検討を行っているところです。

〇議長(杉原豊喜君)

6番宮本議員

〇6番(宮本栄八君)〔登壇〕

あと事務の方ですかね、事務部門の指導ということで、嘱託ですけれども毎日来られているというふうなことを聞いておりますけれども、2名ですかね。そしたら、もう大体、前の経営コンサルの中では事務の部分のお金が高過ぎるということが指摘されておりましたよね。それなのにまた2人来られて、もう指導してもらうよりも、もしあと2年と言われるなら、もう職員を2人こちらのほうに返したほうが本来の意味で効率的ではないんですかね。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まずもって、全体な事務部門というのは医事部門と管理部門に分かれます。当然、武雄市 民病院でございますので、管理部門については行政サイドの予算の執行等々、それから院内 のああいう営繕関係について取り組んでいきますので、こういう部門は職員でやっていくと いうことになってくると思います。

当然、従来からの私どもの弱さというのはこの医事部門でございます。 3年ごとでの――

3年ごと、きちっと決まっていませんけれども、定期異動の中で医事についてはなかなか育 たないということもありまして、この部門について、私どもとしては弱さを持っていたとい うことを含めて、今回、池友会から2名来ていただいて、特に医事部門を中心として私ども は指導を受けているところであります。

全体的な人数でございますけれども、当然、事務部門につきましても24時間の当直体制というのをしいております関係で言いますと、2名の増強をしていただいて、今の定数プラス2ということで、私自身、現場の責任者としては、今が一番適した人数だというふうに理解をしているところです。

〇議長(杉原豊喜君)

4番松尾陽輔議員

〇4番(松尾陽輔君)〔登壇〕

1点だけ確認、お尋ねをしたいと思います。

予算説明書の14ページ、医師給が926万8,000円減、それから医師手当が4,114万2,000円、合計の5,041万円の減少になっているようですね。この分は恐らく医師の減少分だと思います。それと、この5,041万円の減少分が報酬の2,800万円の支出の組み替えといいますか、そっちのほうに移っているんじゃないかと判断しますけれども、5,041万円の減額の中身をもう少し、何名分なのかお尋ねをしたいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

給与費の2節の医師給並びに医師手当の減額、合わせまして約5,000万円の減額をしています。当初予算につきましては、常勤の医師12名分について予算計上を行っておりましたけれども、先ほどからるる説明していますとおり、報酬で雇う医師等々がおりますので、そういう意味では医師手当とか、それから医師の給与というのは、常勤の給与の減額並びに医師手当の減額等々、各種医師には手当がありますので、その分の減額を4名分した結果、この分が5,000万円の減ということになっております。

〇議長(杉原豊喜君)

13番前田議員

〇13番(前田法弘君) [登壇]

すみません。ずっと一般質問とか、過去の議論の中で出てきたことかもわかりませんが、 確認のため教えてください。

報酬の中の蒲池会長さんと正久部長さん、非常勤特別職のということですが、この方たち は武雄の病院ではそういう職でしょうけど、ほかにちゃんとした職業を持っておられるのか、 その職業と身分を教えてください。 それから、あとの嘱託医師の2名の月50万円やったですかね、この医師の身分といいますか、資格というか、そういうものを教えてください。

それから、契約書ですが、3条の2項「議決された場合は、平成21年3月31日まで延長する。」。ということは、議決されなかった場合は、この委託契約書はどうなるのか。それとも、また単月、単月で委託契約を結ばれるのかです。お願いします。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

まず、医療統括監並びに救急救命部長の他の身分でございます。

まずもって医療統括監については、基本的に福岡保健学院の理事長ほか多々持たれていま すので、それはそのまま継続をされているというふうに聞き及んでいます。

それから、正久部長につきましては、まだ新行橋病院の院長というのをなかなか職責として外れないということもあって、向こうの院長はそのまま継続をされております。

それから、嘱託医師の2名の身分でありますけれども、先ほどからお答えしていますとおり、この分については研修医でありまして、私どものほうでは嘱託医師という形の採用を行っているところでございます。

それから、委託契約の関係の9月の補正での議決がならない場合というのは、基本的にな らなければ、契約はそこで破棄ということになるというふうに思っております。

〇議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

〇22番(平野邦夫君)〔登壇〕

あしたからの総務常任委員会の審査を深める意味でも、ここで聞いておきたいことがありますので。

委託契約の関係ですけど、委託の範囲 7 項目、ほとんど指導、改革ですか、コンサル料み たいなもんでしょうけれども。

この関係と、もう1つは、予算書の1から給与費の11節までの間で事務員給、それから医療技術員給、事務員手当、看護師手当、医療技術員手当、それから報酬は先ほど質問がありましたね。この件に関しては、池友会からの派遣もあっているというように聞いていますけれども、何名なのかね。それと、第1条の委託契約の中身、これを明確に、その関係を答弁していただきたいと思います。

もう1つは、10節. 修繕費600万円新たに出ていますけれども、当初予算では既に3条予算で2,000万円の修繕費を組んでいますね。これでは不足したということで600万円、新たに予算を組むということですね。2,000万円で足りなかった部分と、新たに600万円予算を組まなきゃならなかった部分、これは一般質問でもしましたけれども、明確な中身がよくわかり

ませんので、この分は幾ら、この分は幾ら、この分は幾らという中身を、きょう出せなければ、あしたの総務常任委員会に資料を提出いただきたいと。

もう1つは、指導医2名、50万円の2人分ですけれども、その方の名前を示していただき たいと思います。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

池友会から派遣された部分でありますけれども、まずもって事務部門が2名、それから放射線技師が1名、それから臨床検査技師が1名、それから理学療法士が2名であります。この分をすべて嘱託職員ということで採用しております。

それから、修繕費の関係でありますけれども、当然、当初予算の2,000万円の中には毎月発生する修繕料についても見込んでおりましたけれども、今回、その分が足りなくなりましたので、その分の6カ月間、月額100万円の6カ月間というのを補正させていただいています。これにつきましては、4月から7月までの医療機器並びに各種事務棟などの建物の修繕等々の平均単価が約92万円ぐらいかかっておりましたので、この分の6カ月間についてお願いをしたところであります。

それから、研修医につきましては、名字だけということでお願いをしたいと思いますけれ ども、武富、中村の両医師でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

〇22番(平野邦夫君)〔登壇〕

確認しておきますけど、事務員2名、それから医療技術員4名、その関係で手当も出てきますね。看護師は25名、嘱託でパートで募集しているというふうに聞いていますけれども、それだけじゃないですね。いろいろ調べてみましたら、ほかにも募集されていますね。そこら辺はあした資料を出してください。

それと、看護師が池友会から派遣されているというふうに聞いたことがありますけれども、 それはないんですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

今、募集をかけているのは看護師だけであります。当然、この看護師につきましては、 ICUをつくった関係上、ICUをつくらなければ通常の3病棟で足るべき人数については 今も確保しておりますけれども、ICUの関係上で人数が足りないということでありました ので、これについてのかかる分を補充をしようということで今行っております。 人数については、すべて募集については人数を何名というふうには出していません。若干名ということでお願いをしているところであります。あと、ほかの部分についても嘱託から何からあって、期限切れも含めて、これについては現在まだ募集はかけていませんけれども、薬剤、それから理学療法士等々については募集をかけたいというふうに、現在、今院内では考えているところでございます。

〇議長(杉原豊喜君)

30番谷口議員

〇30番(谷口攝久君)〔登壇〕

3回目になりますけれども、ちょっと気になる点があるんですが。

先ほどの説明でもありまして、私は委託の期間等についてのことですけれども、今、前田議員の質問の中にもありましたように、もし議会で認められなかったときは破棄するしかないということですが、問題は私は第2よりも第1項の部分ですね、20年の8月11日から20年の9月30日までとするということですけれども、その後のことについては議会で議決を必要として、前のことも必要でないことはないわけですね、必要なわけですけれども、議会で議決する前にそういう予算の収支等については起こしたということになるのか、起こせないにしても債権としては残るわけですね、結局、契約して仕事をしてもらっているわけですから。そういう点はどういうふうになるのか、ちょっと説明をしていただきたいと思います。

財務管理上の問題とかいろいろあるんじゃないですかね、こういう問題は。だから、要するにこういうふうな予算を伴うもので、しかも単価もかなり大きいわけですから、そういうものについてはやっぱりきちんとした形でやっていかんといかんじゃないかという気がしますが、この契約書の写しを実は議会で今もらったわけですけれども、市長の印鑑、甲の判こは押してないんですけど、これは本当の契約書の写しですか。(発言する者あり)これは形式上、甲は押さんでいいわけですかね、判こ。(発言する者あり)それで、いずれにしても私は、それは一緒にお答えいただいていいですよ。

そのことと、いわゆる委託の期間の問題と、コンサル料については時間がなかったからそういうことで早急にしたということですけれども、何かと同じで、実際上これだけのものを見積もりをもちろんとらんで、とにかく言われたとおりという形になるんでしょうけれども、そういう形でいいんですかね。そういう気がしてどうしてもならんですけど、それについて市長の考え方を聞きたいと思います。考え方というか、説明を聞きたいと思います。

それからもう1点、第6条です。

第6条については、乙は業務の遂行上知り得た秘密を漏らしちゃいかんということを書いてあります。これは当然のことでしょうけれども、知り得た秘密というのはどういうことを言うんですか、その点がちょっと気になって。この契約に基づいて要するに支給をするということでしょうから、その点を聞きたいと思います。

もう1つは、実際は池友会に、今の状況でいくと20年の2月1日ということになるでしょうけれども、その前に実際上は、今の現状からすると、いわゆる今度は副院長もやめられるとかやめられんとかという話があるようですから、そういう状況からすると、ほとんどの方が池友会の関係でなっていると。

現実問題としては、少なくとも市民病院で知り得た秘密というのは、患者のこととか、あるいは経営の状況とか、そういうものが知り得た秘密になろうと思うんですけれども、それをそっくりそのまま事務方まで、結局、最初は病院の医師の派遣ということだけの理解で聞いていましたけれども、今見ると事務方からいろんな方々の配置まで頼まれていると、いわゆるおんぶにだっこというような感じになってしまっているわけですが、それでは市民病院というものについてのちょっと感覚が、少し私も理解を改めにやいかんような気がするんですけれども、そういうふうな場合の知り得た秘密等の保全はどういうふうになるのか、契約上ですね。提出されていますから、一緒にお聞きしておきたいと思います。

それから、乙が契約を解除するという場合に、甲の了承を得なければ解除することができないというのは、これは総務契約でもこういうことがあるんですかね、その点をお尋ねしたいと思います。

それからもう1点、さっき答えがなかった正久さんですかね、8月1日からのことですけれども、その勤務実績に応じて給与を計算するということで最初説明があっていましたけれども、救急の専門監ですかね、あの人は。救急の責任者、その方の勤務実績等はどうなんですか。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

事前に議会にお知らせをしなかった部分については、先ほど御答弁を申したとおりでありまして、それから、第3条第2項の関係でございますけれども、ちょうど当初予算の委託料において、看護助手の委託料、年間で2,000千円ありましたけれども、医師の退職に伴って看護師も人間が余るということで、その辺については契約を締結せずに、予算内としてはいただいていましたので、緊急でもありましたので既決予算を先行させていただきました。そういうことで、先ほど前田議員にお答えしたとおり9月議会で、その関係で備考欄に書いていますとおり2カ月分の2,000万円の減額を行って、それから8月からの4,000万円について補正をかけているような形をとらせていただいたところであります。

それと、ここに市長の印がないということでありますけれども、本当申しわけございませんけれども、これ原本をコピーした段階でちょっと薄くて写っていませんので、原本には、 契約書には市長の公印はきちっと打っております。当然、これにつきましては捨印の関係と 一緒で、武雄市民病院用の武雄市長の判を打ったところであります。 それから、第6条の守秘義務の関係ですけれども、これについては私どもとしては患者情報等々を含めまして、地方公務員法に照らし合わせてこういう記載をさせていただいたところでございます。(発言する者あり)

それから、6条につきましては先ほど言いましたとおりで、当然、武雄市民病院の患者情報等々、業務上で知り得た分については漏らしたらいけません。

それから、第7条の関係の御質問でございますけれども、これにつきましても契約の解除につきましては、私どもは一般的な委託契約の書き方で行ったつもりでございますけれども、当然、乙というのは相手方でありますから、池友会のほうがこの契約を履行しないとき、私どもの要請に応じて指導等々のこの業務を履行しないとき、並びに見込みがないと認められるとき、それから、この条項に違反し、甲に損害を与えたときということであります。これについてもいろんな想定ができるかもわかりませんけれども、現段階ではどういうものというのは考えておりません。

それから、正久部長の勤務実績については、これは一般質問の折にもお答えをしたという ふうに思います。

[30番「今、聞いていますよ。一般質問のときのことを聞いていません」]

8月の下旬に1日、それから現在は、9月につきましては毎週、週1回の当直と4日の勤務ということで、きょうも朝9時から武雄市民病院には入っていただいたところです。

以上です。

[30番「答弁漏れがあるんですがね」]

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長 (続)

それから、正久部長の給与の関係でございますけれども、当然、8月に勤務実績はございませんので、当直の部分については佐大派遣と同様の非常勤医師ということで、来られた日に当直をしていただきましたので、これはお支払いをしていますけれども、給料についてはお支払いはしておりません。

以上です。

[30番「議長、答弁漏れがあるんですけど。1点だけ、よろしいですか」]

〇議長(杉原豊喜君)

答弁漏れがあったら、ちょっと指摘をしてください。

〇30番(谷口攝久君)

第3条のことですけれども、既決予算で云々という話は私聞いていませんよね。本当に実際上支給をするわけですから、もしこれを否決されたときですよ、そういうときは――今まで既決予算があるから、じゃ既決予算を充当するとかというような、そんな失礼な答弁はな

いわけですよ。そこらをきちんとした形で答弁しておく、全く重大な答弁漏れだと私は思いますよ、このことについては。それだけ聞きます。議会の議決も何も意味がなかごとなってしまう。

〇議長 (杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

3条の関係の2カ月分でございます。先ほども私お答えしたつもりでありますけれども、確かに既決予算があったからということではなくて、いっときも早く市民の皆様が求められる救急の再開を行いたいということがあくまで基本でありまして、そういう意味で緊急を要したということで御理解をお願いしたつもりでございますので、ぜひともそこのところについては御理解をいただきたいと思います。

また、前段の谷口議員の御質問でお答えしたとおりでありまして、手順については、少し 不備があったことについてはおわびを差し上げたいというふうに思っております。

〇議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

〇29番 (黒岩幸生君) [登壇]

ただいまの話を聞いていまして、総務委員会にこれくらいでいいのかなという気がするか ら質問しておきたいと思いますけれども、全体的なことですね。

つまり水道は(479ページで訂正)企業会計でございますので、企業でございますので、企業の状態というのを果たして認識して今の質問があったかということが非常に気になるところなんですね、ずっと聞いておりまして。根本的なことは何も言わんと言いながら、こういうニュースにはどんどん書くと。(チラシを示す)

それで、非常に総務委員会がどうなっていくのかなという心配、私、総務委員なんですよ。 だから、総務委員会でどう審査するのかなと、ちょっと心配になって聞きたいんですけれど も、企業はずっと流れですよね。だから、決算のときに聞けばよかったかもわかりませんけ れど、予算でいろいろ出るんだろうなと、そこに私も参加したいなと思いよったので質疑し ますけれども、結局は全体的な赤字論ですね。いいですか。

まず、流れを言わんとわからんですかね、私の質問がね。発足時に11年度から18年度、すべて医業収益は赤字ですよね。これ私3月の定例議会でも、市長知っておりましたか、このことをね。ずっと赤字ですよね。そういう状態の中でこれを見て、やはり何とかせにゃいかんなと考えたと。こういう流れだと思うんですよね。つまり当初は、6年後は黒字だということで発足したんでしょう。(「議案審議でしょう」と呼ぶ者あり)審議しますから、教えますから。黙って聞け。あんたたちしょっちゅうやっておるじゃないか。

〇議長(杉原豊喜君)

私語を慎んでください。(「お互いやろもん」と呼ぶ者あり)

29番黒岩議員、質問を続けてください。途中で私語したら、わからんごとなあとですよね、 全部。

○29番 (黒岩幸生君) (続)

だから、6年後は黒字と(「質疑でしょう」と呼ぶ者あり)いうことで、だから、いいですよ。公的医療とは何だったのか、1億円は許されるのかと、これ聞きますよ。これだけ聞いたらわからんでしょう、だから言っているじゃないですか。

当初出発するときに黒字だと言ってきたと。途中から1億円は許容範囲だということに変わっているね。これも心配なんですけれども、それは置いておって、しかし、赤字が続いてきたというのは現実でしょうと、こういう話をしてきました。それで、66.6%しか上がらなかったですね、85%目標が。こういう事実認識をみんな持っているからですよね。そういうことで、市長が検討をされたと。決定するのは議会ですよね。執行部は提案するだけでしょう。決定するのは議会なんですよね。

それで、検討したからね、きょうのこれですよ。(資料を示す)市民病院対策室において 検討したから、独法ならば佐大から医師が派遣され、民間移譲が表明されて引き揚げると。 これは職員が言っていたと。これが本当かどうかですよね。職員がこういうことを言ってい たというのと、それで赤字になるのと、それには関係なく赤字というのは全然違うわけです よ。そういう根本的な話をせにゃいかんので、これに書いてあるのが本当かですね。じゃ職 員はだれなのか。調査かけて調べにゃいかんとか、これぜひ答えていただきたかですよ。

というのは、流れによって、建ててから黒字になる、黒字になるのがずっと赤字できた。 じゃ何とかせにゃいかんなということで、じゃどうしようかと検討した途端、市長が検討し たから佐大から出さないんだと言われたということになれば、それは市長も責任ありますか らね。私はないと思いますけど、それが本当なのかどうかね。そうしなければ、今度4億円 か要るわけでしょう、何億か出すわけでしょう。これを賛成、反対、大きく変わるところな んですよね。だから、そこまで総務委員会で審査せんでよかならせんでいいです、そこに入 っていくわけよ、どうせ。だから、その論議がきょうあると思ったらなかったですからね、 聞いておきます。

それと、もちろん公立病院でそのまま救急医療を再開したところはないと思いますけれど も、縮小せずにそのまま、公立病院のまま救急医療を再開したところがあれば教えてくださ い。大事なことですからね。

それから、検討したからと書いてありますけれども、今、十時医療統括監ですか、この方は検討せろと言いよっですね。総務省もガイドラインも、太良もするんでしょう。そしたら、太良も減るんですか。伊万里なんかは新医師臨床研修制度に反対したですよね。だから、あそこは潤沢に佐賀大が送っているんですか。だから、その原因と結果はちゃんとしなけりゃ、

企業ですからね。

私は例えは下手ですけど、例えば水道のホースがずっと漏れよったと、毎年1億円ずつ漏れよったと。このホースばかえんばばいと、新しくかえるときに水がだーっと飛ぶですね。そういう状態なのか、かえんでよかったとばかえるとは全然違いますからね。だから、そのことについて十時統括監が統合縮小と言っている、統合廃止ですよね。武雄が今銭をかけても残さにやいかんと、救急医療を残さんばいかんと、だからの金だということと違いますので、そこら辺も踏まえて、そこがちゃんと解明できなければ、この金が妥当かどうかというのを委員会で論議できませんので、ぜひともそこら辺について執行部の考えですか。私は本当ここで論議があると思っていましたけど、ありませんでしたので、執行部にその4つに対して答弁を一応求めておきたいと思います。

それから、十時総括監が統合縮小と言った、統合診療所ですね。しかし、診療所も縮小でしょう。それでは伊万里病院残せないと思う。これと、公立の病院がほんなごとあっとじゃいどがんじゃいですね、ほかのところに。それで、一番問題は佐賀大学が引き揚げたという理由ですよね。それを職員が言ったと書いてありますけど、職員の名前を出してくださいよ。それと、1億円は許容範囲だと言われることが事実なのか、このことについてお伺いしておきます。基本的なことですね、後入られませんので。(発言する者あり)

すみません、議長。言葉間違いしたそうですから。私ちょっと興奮しておりましてわかりませんけれども、水道の蛇口をひねったときにと――ああ、それじゃなかったですか(発言する者あり)ああ企業会計、間違えました。病院でございますので、失礼しました。

〇議長(杉原豊喜君)

角企画部長

〇角企画部長〔登壇〕

幹事会の議事録の件でございます。

幹事会でいろんな意見が出ます。いろんな意見を、議事録にはこういう発言があったということをとどめておるところでございまして、どなたが発言されたかというところまではその議事録には書いておりませんし、私もよく覚えておりません。あの議事録については、議論の経過を書いております。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

公立病院で救急休止後再開したところがあるかということでございますけれども、全国で 2カ所ほどあるみたいであります。

[29番「縮小してあるでしょうが」]

公立病院で全国で2カ所ほどあっています。これについては、まずもって青森県で平成19

年の1月から9月まで、おおむね9カ月間、公立病院で救急を休止されています。これは一部事務組合ということでございますけれども、これにつきましては対策として医師の確保がなされております。

それから、兵庫県であと1カ所、これは神戸市の西市民病院というところでございますけれども、これについては金曜、土曜日のみ再開が行われております。休止の期間については、平成19年の1月から20年の8月まで休止をしまして、これについては金曜、土曜日のみ再開を行ったと。これについては、同市内の他の市立病院からの医師の派遣を得て再開をしたということでございます。

〇議長(杉原豊喜君)

規模を縮小してか、て聞きよっと。

〇伊藤市民病院事務長 (続)

申しわけございません。これについては、兵庫県の場合は規模縮小で再開をされたところです。

〇議長 (杉原豊喜君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

ちょっと部長答弁に補足をしたいと思います。

昨日だったでしょうか、市民病院対策室ニュースの中に議員お尋ねの幹事会のことが書いてあったんですけれども、これちょっと誤解なきように申し上げますと、基本的に私どもといたしましては、自由に討議をしていただくということになって、これは先ほど部長が答弁したように、その論点について記述をするという中身であります。これをもってして決定をしたとかではなくて、幹事会の上に検討委員会もあります。そういったことを総合勘案しながら庁議、そして統括代表権を有する私が最終決定をし、議会に提案するものでありますので、これがこの部分だけ殊さらに出るということ自体が、これは私の見解ですけれども、ある種意図的なものを感じるといったことについては、ぜひ申し添えさせていただきたいと、このように思います。

〇議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

〇29番 (黒岩幸生君) [登壇]

どこからが最初かわかりませんけれども、結局、佐賀大学のことですね。これは一般質問で問題にして、これが一番大きなことなんですね。業務上、背任じゃないかと言われているんですよ。そういうことはないと、今は自由討議なんだし、そこをちゃんと認識をしとかんぎ、この4億円ですか、予算が右、左、大きく変わりますのでね。

あれでしょう。幹事会は、言いたくないけど職員だけじゃないわけでしょう、これは。職

員だけかどうか、ちょっと聞いておきますね。

それと、伊万里との比較はいいかわかりませんけど、先ほど言った伊万里は新医師臨床研修制度を廃止だと言われたんですよね。そういう姿勢を示された。武雄は今の状態ではとてもいかれんから、民営化せにやいかんかと思われたかもしれません、執行部は。それによって引き揚げられたと言われるんでしょう。

いや、こういうことを書いてあるからですよ。前から言うごと、宮本議員だけんとなら宮本議員が言っているからいいですけれども、配られたのに書いてありますからね。その論議が何もありませんでしたので聞いているわけですから、これをもって委員会で論議しますからね。そのための質疑でしょう。

だから、片一方は民営化と言って、片一方は新医師臨床研修制度反対と言った。そこやったら医師は潤沢やなからんばいかんですね。また、県の統括監が言っているのは、太良も民営化を考えなさいと。県じゃなかった、あれは総務省やったですね。そこを考え出したらここも減るということなんですか。絶対数が足らんのが1つと、そして何かの尾ひれでやめていかれたという現状じゃないんですか。それを精査しますので、一言で結構ですから、幹事会には職員だけですか、お答えください。

〇議長(杉原豊喜君)

角企画部長

〇角企画部長 [登壇]

幹事会は、基本的に課長クラスで構成いたしております。市の企画、それから総務、健康 課関係の職員、それと市民病院の職員で構成する幹事会でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

〇29番(黒岩幸生君) [登壇]

数字的なことは委員会でもう少し詰めていきたいと思いますけど、今言われた中にこういう話も聞くんですよ。実は私は開業しようと思っていたと。だから、独法はいいけど、独法やなかったら困るという話があったとかないとか、うわさは飛んでいるわけですよね。だから、純然たる職員だけが論議をして、佐賀大学にだれか聞いたんであれば、ちゃんとした名前を聞いてくださいね、幹事会の人に。あり得んと思いますからね。そんな越権行為は佐大しませんよ。だから、一個人のお医者さんが自分のことを踏まえて言われたら、それはしょんないことですね。松尾初秋議員言われますように、やめた理由というのは、やめたもんに聞かんぎわからんろうもんと。まさにそれですもんね。ただ、それが予算審議に当たって、じゃどれだけのもんかと、絶対責任とらなければならないのか、世間の状態なのか、考えが変わりますもんね。病院の先生もおったんでしょう。どうですか。名前挙げましょうか。

〇議長(杉原豊喜君)

角企画部長

〇角企画部長 [登壇]

病院の職員の中には医師も含まれております。

[29番「じゃ、あとは委員会でやります」]

〇議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 第110号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第110号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、 補足説明を申し上げます。

本議案は、今年4月の医療法第6条の5及び6に係る施行令の一部改正により、武雄市病 院事業の設置等に関する条例第2条第3項の診療科目の改正を行うものでございます。

今回の法改正の趣旨は、患者さんやその家族の方が、その病状に合わせて適切な医療機関 を選択することが可能になるようにするものであります。

それでは、新旧対照条文により説明をいたします。

内容といたしましては、8月11日から救急医療の再開を受け、第2条第3項に定める診療科目のうち、新たに救急科を追加するほか、従来定めていた診療科目のうち、呼吸器科を呼吸器内科へ、消化器科を消化器内科へ、循環器科を循環器内科へ、こう門科を肛門外科へそれぞれ改正するものでございます。

なお、施行につきましては、公布の日からといたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(杉原豊喜君)

第110号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。23番江原議員

〇23番(江原一雄君)〔登壇〕

救急科の設置をいつされたのか。その討議、協議をいつされて、いつ決裁をして、第3弾でこういう形でチラシをつくってあるわけですが、(チラシを示す)それまでのいきさつの 日時かれこれ、協議内容、それに参加した協議者、だれなのか、お尋ねをします。 そういう意味で、8月11日からの救急再開に向けて、この一般質問の中でも、あるいは記者会見を9月11日でしたか、12日ですか、されまして、1カ月間の救急搬送の中身について記者会見をされましたけれども、それに対する対応として資料をいただきましたけれども、112名の救急搬送のうち、市内が73名、市外が39名ということで合わせて112名ですが、市長は市外のいわゆる消防各署にお願いかたがた回られたという話を聞くわけですが、市長としてどのように近隣の杵藤広域圏、あるいは伊万里市圏、佐賀市含めまして佐賀圏内でどのような形で救急搬送のお願いをされたのか、詳細にお願いをいたします。まず、お願いします。

〇議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

お願いかたがた回ったのかということにつきましては、ちょっと日時は詳細には、すみません、覚えておりませんけれども、救急搬送の8月11日――8月だったかと思いますけれども、私みずから消防本部に出向きまして、当時の消防本部の井手消防長さん、坂口次長さん、そして北川救命課長さん、そしてもう一方いらっしゃったと思いますけれども、この方々に対して私自身、8月11日始まりますという告知と、そして、いいお医者さんが――今もいいですけれども、さらにいいお医者さんが池友会からお越しいただくということで、もうたらい回しはしませんということですので、早く来てほしいということを申し上げた次第であります。したがって、私が出向いたのは消防本部のみであります。そこで、消防本部の中で各話所であったりとかいう話を再度お願いしたということは、私は報告を聞いております。

それともう1つが、ぜひ伝えておいてほしいということを申し上げたのは、やはり救急救命、特に救急が本当に適切かどうかということに関しては、これはサプライヤー、すなわち私どもが判断する話ではなくて、私はそれは受ける患者さんが判断する話であると。したがって、その患者さんたちがやはり、我々としてはもう自信を持って救急の再開を始めましたので、ぜひやっぱり受けてほしいということについては申し上げた次第であります。したがって、今、おかげさまで白石であったりとか鹿島であったりとか、ちょっと嬉野はよくわかりませんけれども、だんだん輪が広がりつつある感じはしております。救急の方には非常に評価を受けているという報告もいただいております。

以上でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

決裁関係の御質問があったと思います。

これにつきましては、8月21日に保健所のほうに提出をしました関係で、その後、提出決

裁ということで院内で決裁を受けております。このことにつきましては、一応保健所と話を しまして、啓蒙チラシに基づきまして、救急科については、今回、4月の改正の折に救急科 というのを表示してよいということで新たに挿入をされました関係で、救急科の新設につい てはそういうことで今回お願いをしたところです。(発言する者あり)

これにつきましては、院内でありますから、当然院長、私、それから事務部門ということで、たしかそのときは院長、副院長までいらっしゃったかどうかというのはちょっと記憶ございませんけれども、決裁の提出決裁につきましては当然提案者がありまして、中的には私を通って副院長、院長という決裁を受けたところです。

〇議長(杉原豊喜君)

桶渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

事務長答弁に補足いたします。

決裁の件に関しては、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、伊藤事務長から私のほうに報告協議がありました。その報告協議、救急科についてはチラシをもって話がございました。これについて私は、これは大変恐縮ながら、これが条例マターになるということはその当時思ってもおりませんでした。ですので、これについてはきちんと保健所長に相談をしなさいということを申し上げて、これは議会答弁でもお答えしましたとおり、このチラシが配っていいよと認められたということで、私は専決ということで今回認めた次第であります。

平野議員からこういうふうに前向きに、これはおかしいじゃないかということに関しては、 心からお礼を申し上げるとともに、やはりきちんとした条例行政というのをやっぱりやらな きゃいけないということを、決意を新たにした次第であります。本当に前向きな御意見はあ りがたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

○23番(江原一雄君)〔登壇〕

私は市長の責任を問いたいと思います。

さも今の答弁で、条例行政を前向きに、心からお礼を申し上げると答弁されましたけれども、私は逆ですよ、我々は。指摘をして、まさに市長も言われたように条例行政を、まさに法令を遵守するのは公務員として最低、最大の問題じゃないですか。それをいとも簡単に市長は、開き直りじゃないですか。そういうふうに全然受けとめていない市長の今回のこの一件については、責任を負わない限り、許されないですよ。まして行政の実務の専門家であり、私どもよりもまさにベテランのベテランじゃないですか。それをいとも簡単に、今のような

答弁は承服できないですよ。そういう意味では、やはり条例に抵触し、条例に外れて救急科の設置をし、決裁をし、ましてそのチラシの配布を許可している。そういう市長の認識を私は責任とっていただきたい、いかがですか。

〇議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

その条例というのは2つあると思うんですよね。1つは、市民の権利義務を規制するような条例があります。これは、景観条例とかはそれに当たるかもしれない。それともう1つが、権利をさらに伸ばしていく、大きく広げていくという、大きく分けると私はこの2種類に分かれると思うんですね。権利義務を否定するような、あるいは制限するものについてはこれはぎりぎりの、要ると思います、精査も必要だと思います。

私は開き直っているわけじゃなくて、これは私が気づかなかったということで申し上げたいんですけれども、これはある意味、私はこちらのほうのより権利というのを拡張する、要するに救急科をやるんだということについては、それはこちらのほうほど、私は精査することは必要は必要ですけれども、そこまでのことではないのかなというふうに思っております。

もとより私も森羅万象、全部わかるわけじゃありません。だからこそ、こういうすばらしい職員がいるのであって、あくまでも補助機関たるこういった職員の皆さんたちの切磋琢磨の上で最終的に私が決断を下すという立場はあります。そういう意味で私は、ただこれについては私が知らなかったということ自体については、それは勉強不足だという非は甘んじて受けたいと思いますので、これを糧にしてやっていきたい。

先ほど申し上げたとおり、私は専決だと思いましたけれども、やはり過ちを正すべきは早いほうがいいだろうということで、議会に無理にお願いをして、条例を今回提案させた次第でありますので、私どもといたしましては、先ほど申し上げたとおり、条例行政にのっとってきちんとやっていく、そして誤りが見つかる。人間ですので、やはり誤りはいろいろあると思います。それは謝るべきところは謝って、そして修正をして、皆さんたちの意見を聞きながら、よりよい武雄市政を展開していきたいと、このように考えております。

〇議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

〇23番(江原一雄君)〔登壇〕

市長、それはあくまでも言い逃れですよ。この救急科をこういう形で条例改正をせざるを得なかったと。認識の違いではなくて、市長はこの救急再開を8月11日に制定する前には何と答弁されておりましたか。一番最初は年度内、平成20年度内と言われましたよね。違いますか。答弁を求めたいと思いますけれども、年度内だったんです、最初はね。それが10月か9月ですよ、再開をしたいと。それがいつの間にやら8月11日再開になりまして、私はびっ

くりしました。(発言する者あり)だから、そういう意味では、そういう準備期間も踏まえて(発言する者あり)いや、だから認めています。認めているんじゃなくて、その手前のことを言っているんだから。

〇議長(杉原豊喜君)

私語を慎んでください。

〇23番(江原一雄君) (続)

そういう経過を踏まえてやっているじゃないですかね。だから、そういうときに紛れもなくこういう結果が起こるということは、そういう問題いろいろあるわけでしょう。だけど、伊藤事務長は、いわゆる先ほどの答弁もそうですけれども、とにかく早くせにゃいかんと。でも、市長の答弁は20年度再開したいと。それがずっと早くなってきているんですよ。その経緯も踏まえて答弁いただきたいですけれども、そういうちゃんとやらにゃいかんことをやらなくて、条例改正を踏まえて。そして、先ほどの委託契約書もそうですけれども、8月5日に出ておるわけでしょう、これ。8月5日と、契約日付は。

例えば、私は思いますけれども、昨年も私は総務常任委員会に籍を置いておりましたから、 事の経過を踏まえて、よく勉強しようということで、一般質問でも言いましたけれども、11 月22日勉強会をしたと。しかし、今回、ことしになって、この市民病院問題がこれだけ大き な問題の中で所管であります総務常任委員会、一回も開いていないじゃないですか。(発言 する者あり)そういう流れの中で本当に、いわゆる進め方がしゃにむにじゃないですか。超 特急列車、新幹線以上ですよ。

もう1つつけ加えますけど、第3に出たこのビラ、先ほど言われましたけど、正久康彦医師が9月16日当直医と紹介されています。これ医療法人財団池友会、福岡和白病院と書いてありますよね。先ほどは新行橋病院の病院長と言われましたね。こんなミスがいっぱい出てくるんですよ、一言一言言えば。

そういう問題を踏まえて、本当に基本に立ち戻って、この市民病院問題を本当に市民こぞって、市民病院としてやっぱり盛り立てて、市民と地域の医療を守る、健康を守る、そのステーションとして私たちは考えておるんですよ。だから、そういう意味で(「趣旨がわからんけん、趣旨を明確にして質疑を……」と呼ぶ者あり)やじらんでください。(「やじじゃないよ」と呼ぶ者あり)私が言っているのは、救急科を設置——条例改正でしょう、そのことを踏まえて言っているじゃないですか。(発言する者あり)

〇議長(杉原豊喜君)

やじに応酬しないで質問を続けてください。私語を慎んでください。私語は慎んでください。 (「それは私語を言わんね、私語を」と呼ぶ者あり) 私語を言っています。私語は慎んでください。 (「どっち向かって言いよんね」と呼ぶ者あり)

〇23番(江原一雄君)(続)

古賀副市長にお聞きしますけど、こういう条例の改正を手落ちでしていなかったと。最大の問題でしょう。今までこういうことはありましたか。古賀副市長がこの数十年、武雄市政に携わられて、ありましたか。もし市職員がこういう条例違反を踏まえて対応せざるを得ないときには、今のような市長の答弁で許されないですよ。過去の事例も踏まえて、副市長に答弁を求めたいと思います。

市長に対して、私は市長の責任をあくまでも問いたいと思いますので、改めてこの経過等 踏まえて、先ほど言いました経過、一般質問などで、この本会議で答弁されてきた行為、な ぜ8月11日をしゃにむに、こういう事務手続やさまざまな手続を経ないままされたか、その 責任を問いたいと思いますので答弁を求めます。

〇議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

〇樋渡市長〔登壇〕

過去の武雄市の実例は、副市長が後で答弁をいたします。

私は褒めていただくと思ったんですね。やはり私もいろいろ言われます。せっかちだとか、早とちりだとかいろいろ言われますので、私の気持ちとしては、私は市長でありますので、責任ある発言をしなきゃいけないといったことで、一つの行政的な目安として年度末ということは確かに申し上げました。これがもしおくれるといったら、それは私の責任問題であります。だけど、時計が右回りじゃなくて左回りになって、しかもこれに対して市民、患者さんの皆さんたちも70%以上は評価しているわけですね。

何を私が悪いことをしたんだろうかというのは、非常に私は聞いていて納得がいきません。私は市民の命のために、やはり一日でも、一刻でも早い救急を再開したい。正直申し上げますと、私も行政権者でありますので9月1日からというのは内々思っておりました。これは議会答弁でも申し上げたと思います。しかし、やはりお盆のときに――これは私は医療は不得手ですので、お盆にやっぱり患者さんが急増するというデータがあります。そういうことで、お盆の前に救急を再開するということについては、これは蒲池医療統括監から私のほうにお願いがありました。ですので、思った以上に救急車が11台搬送であるとか、さまざまな話がありましたので、ああ、それは本当に早く始めてよかったということは、これは議員も同じだと思います。本当は助からない命が助かっているわけですよ。これが3月末だったら、これは蒲池医療統括監が記者会見をしましたけれども、9月12日の時点で5人から6人の方が亡くなっていたかもしれないと、この救急医療を再開しなかったら。本当に助かった方から、私は本当に8月11日に始めてもらってよかったということも聞いておるわけですよ。

だから、確かに私は認めました。条例についてはこの前も言いましたように、私は専決だというふうに思ったんですが、やはり実態ベースからすると時計が左回りに回る、しかも評価をされているということについては、これはひとしく江原議員ともそういう思いというの

はぜひ共有をしたいと思うんです。

だから、私としては、命には一刻の猶予もないということは、これは医療界では常識だというふうに思っておりますので、ぜひそういった前向きな意味で江原議員と、やはり私は非常に見識あるすぐれた議員だと思っております。山内の町議会でも、そういうふうな発言をされているということに関して、私は話せばわかっていただけるというふうにも思っております。そういう意味で、ぜひ前向きに市民医療をどうするかと、どういうふうにすれば一つでもよくなるかということについて、ぜひ一緒に市民医療の維持向上に向けて議論を闘わせていただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(杉原豊喜君)

間もなく正午になりますけど、しばらく時間続けさせていただいていいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

古賀副市長

〇古賀副市長〔登壇〕

過去において今回のような事例があったのかどうかという御質問ですけど、平成13年の6月1日に放射線科を設置しました。このときに当時の井本県知事に届けてありますけど、このときの条例改正は翌年14年の3月に改正しております。

次に、平成16年7月に泌尿器科を設置しました。これは7月1日でしていますけど、条例 改正をしたのは16年の9月議会であります。同じく、8月1日から脳神経外科を発足しまし たけど、条例改正は16年の9月、条例化をいたしております。

最後にもう1つですけど、16年の10月1日に消化器科、循環器科、呼吸器科、こう門科、整形外科、リウマチ科と6つの科を設置しましたけど、条例改正は2カ月おくれの12月議会で条例改正をさせていただいております。

以上です。

〇議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 議提第1号 武雄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 について、並びに日程第5. 議提第2号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。4番松尾陽輔議員

〇4番(松尾陽輔君)〔登壇〕

議提第1号 武雄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例、並びに議 提第2号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則についての趣旨説明をいたします。

今回の改正は、地方議会の調査権等を定める地方自治法第100条において、「会議規則の 定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設け ることができる。」との項が追加されました。これに伴いまして、武雄市議会政務調査費の 根拠規定であります地方自治法第100条第12項、第13項が第13項、第14項となり、また、武 雄市議会政務調査費の交付に関する条例第1条の改正並びに武雄市議会会議規則の根拠規定 であります地方自治法第100条第12項が第13項になったことにより、武雄市議会会議規則の 改正を行うものであります。

以上、趣旨説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(杉原豊喜君)

議提第1号及び議提第2号に対する一括質疑を開始いたします。

提出者に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議提第1号及び第2号は議会運営委員会から提出されたものでありま すので、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議提第1号及び第2号は委員会付託を省略することに決しました。

議提第1号に対する討論を開始いたします。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

採決いたします。議提第1号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議提第1号 武雄市議会政務調査費の交付に関する条例 の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、議提第2号に対する討論を開始いたします。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

採決いたします。議提第2号は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議提第2号 武雄市議会会議規則の一部を改正する規則 については原案のとおり可決されました。 日程第6.報告第13号 平成19年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

〇大庭総務部長〔登壇〕

報告第13号 平成19年度武雄市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について補足説明申し上げます。

議案書のその2、1ページをごらんください。

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、地方公共団体の財政の健全化に 関する法律が平成19年6月に公布され、この法律の規定により平成19年度決算に基づく健全 化判断比率及び資金不足比率について報告するものでございます。

2ページをごらんください。

第1項の平成19年度武雄市健全化判断比率について御説明申し上げます。

実質赤字比率につきましては、普通会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示す ものでございますが、一般会計と土地区画整理特別会計を合わせた普通会計においては、実 質赤字額がなかったため実質赤字比率が算定されませんので、表記は横バーとしております。

なお、実質赤字比率に係る早期健全化基準は、その団体の財政規模により算定され、本市の場合は13%となっておるところでございます。この早期健全化基準以上になると、財政健全化計画を策定し、計画に基づく財政健全化を実施することになります。

次に、すべての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合を示す連結実質赤字比率に つきましても、連結実質赤字額はありませんでした。

次に、公債費及び公債費に準じた経費が標準財政規模に占める割合を示す実質公債費比率 は、本市の場合15.6%で早期健全化基準25%を下回っております。

次に、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は89%で、早期健全化基準350%を下回っております。

第2項の平成19年度武雄市公営企業会計資金不足比率でございますが、資金不足額が事業 規模に占める割合を示す資金不足比率につきましては、いずれの会計においても資金不足額 がございませんでした。この資金不足比率が20%以上になれば、経営健全化計画を定め、計 画に基づく経営の健全化を実施することになります。

これらの指標は平成19年度決算から公表が義務づけられ、平成20年度決算からは公表とあわせて、基準に該当する団体は早期健全化計画または財政再生計画、公営企業においては健全化計画、経営健全化計画の策定が義務づけられることになっております。

以上で報告第13号の補足説明を終わります。

〇議長(杉原豊喜君)

報告第13号に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

報告第13号は法令に基づき報告されたものであります。この程度でとどめたいと思います。 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 12時6分